

北広島町地域づくりセンターにおける物品販売等に関する要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第23条第1項に関して、北広島町内各地域づくりセンターでの物品販売等の制限について定めるものとする。

(営利目的に関する制限)

第2条 営利のみを目的とする企業・個人には施設の利用を認めない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 生涯学習に取り組んでいる個人もしくは団体が製作した作品等で、それを展示・販売することが学習活動の活性化、さらには地域の活性化につながると町長が判断した場合。
- (2) 協働のまちづくりの趣旨で、町内企業・商店等が製品の紹介・販売することが地域振興につながり、かつ公益性もあると町長が判断した場合。
- (3) その他、町内の社会福祉関係団体等の公益的活動に協力する事業で、町長が認めた場合。

(使用申請)

第3条 使用許可を受けようとする者は、あらかじめ各地域づくりセンターに申請書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。

(使用許可)

第4条 各地域づくりセンターに申請があった場合、町長が審査し許可書(別紙様式第2号)を交付する。

第5条 この要綱に定めるもののほか、利用についての基準は別表に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

物品販売などの内容	処理方法		処理理由
	利用可	利用不可	
1 町内企業・商店などが、会社や店舗の宣伝、商品の紹介	○		地域の活性化，振興につながり営利目的には当たらない。
2 個人・サークルなどが、生涯学習で生まれた作品の展示・販売	○		町民の生涯学習の一環であり，生涯学習の活性化，地域振興につながり営利目的には当たらない。
3 町民の文化向上のための映画会、音楽会、発表会等	○		町民の生涯学習の一環であり，生涯学習の活性化，地域振興につながり営利目的には当たらない。
4 町内の社会福祉関係団体等のバザー等	○		地域福祉の推進を図ることを目的とし，公共性・公益性の高い民間の非営利団体の活動は，営利目的には当たらない。
5 町内外の農家の野菜や営利目的で制作された物品等の紹介や販売		○	営利を目的とした行為
6 町外企業・商店などが、会社や店舗の宣伝、商品の紹介		○	営利を目的とした行為